平成２３年（フ）第１６８９号
京都府宇治市小倉町南浦71番地の75
破産者　岩上　　勉
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６５号
京都府福知山市駅南町２丁目211　ヴィラくすの木Ⅲ102号、開始決定時の住所京都府福知山市字長田250　レオパレスグリーングラスⅡ101号室
破産者　川東　孝一
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第３３６号
愛媛県松山市磯河内甲88番地９
破産者　桐山　俊作
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０２号
愛媛県松山市中西外24番地８
破産者　松尾茂理広
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４２号
愛媛県松山市枝松６丁目８番５号
破産者　松本　圭史
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５９号
福岡県うきは市浮羽町山北745番地５
破産者　江藤　善夫
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第５２号
熊本県天草市枦宇土町224番地
破産者　流矢　友行
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第１８１号
宮崎県都城市若葉町52号５番地、住民票上の住所宮崎県宮崎市末広２丁目３番23号リバータウン末広403号
破産者　中津唯起人
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第８７８号
鹿児島県鹿児島市吉野町7124番地12
破産者　上原　民也
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

免責許可決定

平成２３年（フ）第２８６号
佐賀県鳥栖市元町1052番地　メゾンド内畑203
破産者　林田　秀昭
1　決定年月日　平成24年２月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５４７号
鹿児島県鹿児島市東谷山２丁目49番10号　コーポアネックスⅡ101号
破産者　山﨑　剛広
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６０２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目１番地18
破産者　國料美津子
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３６３号
千葉県八街市文違301番地
破産者　堀部　昌美
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３７９号
千葉県印西市原山３丁目８番地15棟303号、申立時の住所千葉県印西市西の原３丁目４番地４棟301号
破産者　石橋　利広
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３８１号
千葉県八街市朝日384番地20
破産者　石川　好子
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３９２号
千葉県八街市八街ろ111番地665
破産者　阿部　裕之
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３９３号
千葉県佐倉市六崎1043番地７
破産者　川島　智子
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３９４号
千葉県佐倉市臼井669番地３
破産者　山口　政弘
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３９６号
千葉県富里市七栄774番地５　サニーホームズⅠ―103号
破産者　藤村由貴子
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３９９号
千葉県成田市稲荷山391番地106
破産者　田中　裕弘
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４０４号
千葉県印旛郡酒々井町本佐倉570番地　町住１号
破産者　篠田圭太郎
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６０７号
鹿児島県鹿児島市坂元町856番地１
破産者　村山　京子
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１号
北海道岩内郡岩内町字相生252番地の２相生団地77号
破産者　工藤みどり
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

第明治三十二年三月三十一日　種郵便物認可